

高額療養費の適正化に関する意見書

高額療養費制度の上限額見直しは、近年の高齢化や医療技術進展による医療費増大を背景に、保険財政の持続可能性を確保する目的で計画されている。令和7年度政府予算案には、高額療養費制度における自己負担上限額を今年8月から段階的に引き上げることが盛り込まれたが、政府はがん患者等の団体や国民の声を受け、高額療養費制度における自己負担上限額の引き上げを見送り、今年秋までに改めて方針を検討し、決定すると表明した。

自己負担上限額の引き上げとなれば、慢性疾患やがん治療を受ける長期療養者にとっては、家計負担の増加が治療継続の障壁となる恐れがあり、制度の公平性と持続性の両立には、低所得者や長期患者への手厚い支援策が不可欠となる。また、国民への十分な説明と理解促進が欠かせない。

自己負担上限額の見直しは、国民の生命と健康を守るための重要な政策であり、慎重かつ丁寧に進めることが求められる。したがって医療アクセスを保障しつつ、持続可能な医療保険制度の実現に資するため、次の事項について強く要望する。

- 1 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを原則とし、所得に応じた自己負担上限額の公平化を検討すること。
- 2 制度改正の影響を正確に国民に周知し、理解を深めるための情報提供と相談体制の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月25日

塩 尻 市 議 会